

地理学視点の福岡：都市圏成長の背景：福岡地理学会設立75周年記念出版

阿部，康久
九州大学大学院比較社会文化研究院：准教授

磯，望
西南学院大学：名誉教授

芳賀，博文
九州産業大学経済学部：教授

<https://hdl.handle.net/2324/7388878>

出版情報：pp. -235, 2024-11-20. 有限会社 花書院
バージョン：
権利関係：



第 14 章

福岡県における留学経験者の就業と定着の状況

－中国人留学経験者を事例にして－

阿 部 康 久

1. 福岡県における留学生数と就業している留学経験者

本章では、福岡都市圏成長の一側面として、福岡県における外国人留学生の卒業後の定着状況とその背景について検討していく。特に福岡県は、留学生の受入地域として、全国でも高いシェアを有している。このような留学生の卒業後の進路と定着状況に注目して、その背景や課題について論じていきたい。

はじめに留学生の全国における分布状況を概観する。石川編（2011）や表 14-1 が示す通り、留学生は大学が集中する首都圏等に多く居住しているが、日本では国公立大学が全国に配置されていることもあり、地方においてもある程度の居住者数がみられる。新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人の受け入れが大幅に減少する前の 2019 年のデータにより、都道府県別に「留学」の在留資格を持つ留学生の数をみると、福岡県の留学生数は 20,955 人で、東京都、大阪府、埼玉県について 4 位を占めている。外国人登録者数に占める留学生の比率では全国で 2 番目（外国人登録者数 2 万人以上の都道府県に限れば 1 番目）に高い。高等教育機関数が多いことに加えて、特にアジア諸国での知名度の高さやこれらの国・地域からのアクセスの良さにより、福岡県の高等教育機関を留学先として選ぶ外国人が多い点が指摘できる。

その一方、就職する留学生経験者の多くは、高い技術や国際的な業務を行うことができる知識を持つ人が取得し、就業を行うことができる在留資格である「技術・人文知識・国際業務」を取得する。同資格保有者の総数と比率を概観すると、絶対数・外国人総数に占める比率のいずれも、東京都をはじめとする三大都市圏にて多くを占めていることが分かる。福岡県における同資格保有者は、留学生が多い割には少ないといえる。「技術・人文知識・国際業務」の資格を持つ人の数は全国で 8 位であり、外国人数に占める同資格の保有者の比率は 7.7% と全国平均を下回っている。日本で就職した留学経

験者の多くが取得する「技術・人文知識・国際業務」の資格保有者数を「留学」の資格保有者数で除すことで、留学生数と就職した留学経験者数の大まかな比率を求めてみると、福岡県は全国で5番目に低い比率になっている(表14-1)。そのため、受け入れた留学生の多くが卒業後、三大都市圏での就職、母国への帰国、第三国への再移動といった形で他地域に流出している。特に、日本で就職する場合でも、大企業の本社や事業所が多い首都圏をはじめとする三大都市圏にて就職する人が多数を占めているとみられる点は、本書全体の目標との関連では重要な側面である。

ちなみに、在留資格別にみた外国人登録者数に関しては、就業内容や居住期間に制限のない「永住者」が最も多くなっている点にも注目したい。現在

表 14-1 都道府県別・在留資格別にみた在留外国人数と留学生比率 (2019)

	総数	技術・人文 知識・国際 業務	技人国の 資格保有 者の比率	留学	留学生 比率	永住者	永住者 比率	就職者と留 学生の比率 (A/B)
北海道	42,485	3,914	9.2%	4,952	11.7%	5,719	13.5%	79.0%
茨城	71,125	4,036	5.7%	4,626	6.5%	19,500	27.4%	87.2%
栃木	43,732	3,161	7.2%	3,012	6.9%	13,957	31.9%	104.9%
群馬	61,689	3,935	6.4%	2,955	4.8%	20,588	33.4%	133.2%
埼玉	196,043	20,591	10.5%	21,792	11.1%	62,883	32.1%	94.5%
千葉	167,512	19,462	11.6%	18,441	11.0%	50,961	30.4%	105.5%
東京	593,458	90,316	15.2%	116,175	19.6%	150,603	25.4%	77.7%
神奈川	235,233	28,086	11.9%	19,307	8.2%	83,628	35.6%	145.5%
長野	38,446	1,596	4.2%	1,873	4.9%	13,702	35.6%	85.2%
岐阜	60,206	2,488	4.1%	2,147	3.6%	19,331	32.1%	115.9%
静岡	100,148	4,952	4.9%	4,196	4.2%	38,176	38.1%	118.0%
愛知	281,153	18,752	6.7%	17,994	6.4%	89,320	31.8%	104.2%
三重	56,590	3,201	5.7%	1,680	3.0%	17,899	31.6%	190.5%
滋賀	33,929	2,700	8.0%	1,390	4.1%	9,965	29.4%	194.2%
京都	64,972	4,307	6.6%	14,004	21.6%	9,226	14.2%	30.8%
大阪	255,894	23,590	9.2%	32,131	12.6%	52,702	20.6%	73.4%
兵庫	115,681	7,107	6.1%	11,359	9.8%	25,881	22.4%	62.6%
岡山	31,569	1,860	5.9%	4,465	14.1%	5,481	17.4%	41.7%
広島	56,898	2,707	4.8%	5,666	10.0%	13,701	24.1%	47.8%
福岡	83,468	6,421	7.7%	20,955	25.1%	14,214	17.0%	30.6%
全国	2,933,137	271,999	9.3%	345,791	11.8%	793,164	27.0%	78.7%

注) 外国人総数 30,000 人以上の都道府県のみ表記した。

出典：入国管理局ウェブサイトより作成。

単位 人

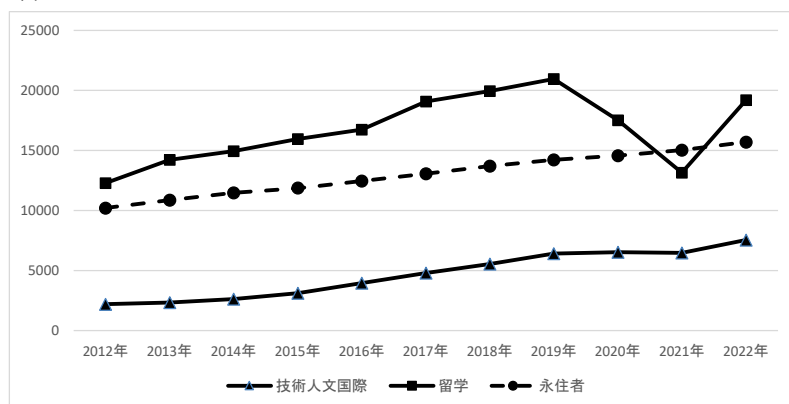


図 14-1 福岡県における在留資格別外国人数の推移

注：2014 年以前の人文知識・国際業務と技術の在留資格は分かれていたため合算した。

出典：入国管理局ウェブサイトより作成。

の規定では永住の在留資格を取得するには「原則として引き続き 10 年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き 5 年以上在留していること」が必要である¹⁾。この要件に従えば、日本で 5 年以上就学した後に就職した人であれば、5 年間働くことで永住権を取得することができる。また 2012 年からは、高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度が導入されており、この条件を満たす人であれば、より短い在留期間で永住権を取得することができる（出入国在留管理庁, 2023）。

全体的な傾向として、日本に留学してきた外国人のうち、ある程度の割合の人が、大学卒業後に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を得られる企業等にて就職し、数年間就業した後、「永住」の在留資格を取得するパターンがみられる。加えて、特別永住者、永住者の家族、日本人の配偶者といった在留資格を合わせると、就業内容や居住期間に制限のない在留資格を持つ人が大多数を占めるようになっている。そのため、近年では「定住化」のプロセスに入った外国人も多くなっているといえる。

1) 出入国在留管理庁 https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html (2024 年 2 月 21 日閲覧)。

福岡県においても、在留資格別の外国人数の推移をみると、2022年まで「技術・人文知識・国際業務」・「永住者」の資格の保有者も増加しており、留学してきた人のうち、ある程度の割合の人が福岡県に定着していることが示唆される（図14-1）。三大都市圏に比べると外国人入卒者が就業可能な（あるいは高収入が得られる）雇用機会は少ないものの、十分な都市機能とそれによって由来する生活利便性に加えて、豊かな自然環境も存在することで、生活満足度の高い地域として評価する人も増えているといえる。

以上の統計資料から、留学生在が卒業・修了後に三大都市圏以外の地域において就業機会を得るのは難しい状況であるものの、近年では福岡県でも、ある程度数・比率の留学経験者が定着する傾向がある点が推測できる。以下では、その詳細について、外国人の中でも、最も人口規模が大きい中国人留学経験者に対するインタビュー調査を通じて紹介していく。

具体的には2010年4月から2011年3月にかけて行った、留学経験者24名に対するインタビュー調査に加えて、2019年に行った福岡で起業した留学経験者6名へのインタビュー調査の内容や、2012年以降に知ることができた筆者の知人の事例も参考にしながら²⁾、近年の状況についても紹介していく。また、これらの調査に加えて、入国管理局や福岡県商工部の担当者や在留ビザの取得に詳しい行政書士らへのインタビューも行った。

2010年度に行った調査対象者24名の属性を見ると、調査対象者の性別は男性15名、女性は9名であった。学歴別にみると、学部卒者6名、修士修了者14名、博士課程修了・単位取得者は4名であった。大学で専攻分野をみると、日本語教育、心理学、社会学、法学、経済・経営学、化学、情報学等多様な分野の出身者がいた。彼（女）らは留学に際しては全員が私費留学生として来日している。彼（女）らの日本企業への採用の経緯を見ると、通常の就職活動を通じて就職した人が17名を占めている一方で、中国人同士での人脈、ネットワークに頼らずに就職しているケースは少ないことが分かった。また在留資格をみると、「人文知識・国際業務」（当時は「技術」と「人文知識・国際業務」の資格が区分されていた）の資格を取得していた人が14名（その後2名が「永住」と「投資」に変更）、「技術」の人が6名であった。他の在留資格を持つ人は計6名（教員2、永住2、教授1、投資1）である。

2) 2010年度に行ったインタビュー調査の詳細は孫・阿部（2013）にて紹介している。また、2019年の起業家への調査は、王・阿部（2019）にて口頭報告を行った。本稿では、紙面の都合上、発言内容等の詳細の紹介は割愛した。

福岡県商工部国際経済観光課の担当者へのインタビュー（2010年時点）によると、近年、福岡県でも地場企業がアジアに対して関心を持つようになってきており、留学生への採用意欲も上がっている。以前は、プログラマー等の理系人材を欲しがめる企業が多かったが、最近では、営業・販売部門を担う文系人材への求人も増えているという。ただし、留学生の場合は地場企業に対してなじみがなく、会社名を聞いたこともないため、なかなか採用にまで結びつかない場合もある。需要と供給の間にミスマッチがあるというのが現状である。

また、2019年に行った中国人起業家6名へのインタビュー調査では、福岡の事業環境への評価として、福岡での事業は、オフィスの賃料等のランニングコストを低く抑えられる等のメリットがある反面、取引先企業の少なさや他地域にある取引先へのアクセス等の面で、首都圏や他の三大都市圏に比べると不利な面があるとの指摘がみられ、将来的には、首都圏等に事業の拠点を移すことを希望する起業家が複数みられた。

このように求人・求職上のミスマッチや起業家の事業継続の難しさにもかかわらず、福岡県で就業する外国人人数が一定の増加をみせている要因として、在留資格の取得が、徐々に容易になっている点が指摘できる。例えば2009年4月からは、在学中に就職活動を行ったが内定がもらえなかった人でも、特定活動という在留資格で6ヶ月間（1回延長が認められるので最長で1年間）は就職活動を継続できるようになった³⁾。以前は在学中に就職が決まらなければ、卒業・終了後すぐに帰国しなければならなかったことを考えれば、留学生が就職活動を行える機会は増えているといえる（行政書士のA氏へのインタビューによる）。また後述するように、他の就業可能な在留資格の申請に際しても、出入国管理局における資格審査は、以前に比べると柔軟になっているとみられる。

2. 福岡県における中国人留学経験者の就業状況

はじめに、調査対象となった留学経験者が、あえて就業機会が限られる福岡県で就職した背景について検討していく。調査対象者の傾向として、当初

3) 法務省 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html > (2013年4月13日閲覧)。

から福岡での就職を希望していた人が多かった。その理由をまとめてみると、2010年度に調査した24名に関しては、福岡での滞在期間が長いこと生活に慣れている点や福岡が暮らしやすいという点を理由に挙げた人が7名、次に家族の事情で福岡に残ったという人が6名いた。一方、福岡で長期間生活していたため就職に関する情報を獲得しやすかった点を挙げた人が6名、さらには、より直接的な理由として学校・指導教員からの推薦・友人等からの紹介により就職が決まったからという人が5名いた。

調査対象者の傾向として、就職先の地域や職場を選ぶ際に、給与水準を重視していた人は少ない。調査対象者を含めた中国人留学生は、就職先を選ぶ際には、地方都市よりは大都市圏の企業の方が、賃金水準等の面でより良い就職先を得られやすいことは十分に認識している。しかしながら、中国人留学生の就業先の決定理由は、必ずしも賃金等の待遇だけで説明できるものではない。

福岡で働くことを選んだ理由として、大まかに言って経済的理由と非経済的理由に分けられよう。非経済的理由として、配偶者等の家族がある人の場合、家族的な事情を考慮したというものである。また未婚者の場合も、生活の質の良さや現在の生活環境を変更したくないという理由を挙げる人が多かった。経済的理由としては、他の地域で就職活動をする経済的な余裕がなかったことや、修学地である福岡であれば求人募集や就職先企業に関する情報を獲得しやすいという理由が挙げられる。経済的理由に分類される事項については、就職先の賃金水準や職種・勤務内容に魅力を感じたという積極的な理由ではなく、むしろ大都市圏での就職活動を行うことが制約されている状況を示すものであるといえる。永井・徐（2009）も指摘しているように、条件の良い就職先は首都圏をはじめとする三大都市圏にあることが多いため、それ以外の地域で学ぶ学生にとっては、就職活動の費用が経済的に大きな負担になっている。そのため、希望する企業への就職に至らない例も多いと指摘されている。本調査の結果もそれを裏付けるものになっている。

また彼（女）らが福岡に残って就職をした理由として、生活環境の中でも住居に関する点を挙げる人が多かった点も特徴的である。対象者の居住地を見ると、職場に近い地区を選んで居住地を決めることは少なく、学生時代の住居に暮らし続ける例も多い。それでも、対象者の多くは通勤時間が40分以内であるという。また、免許を取得していれば自家用車で通勤する場合もある。対象者からは、通勤時間に関しては、長時間の通勤を強いられる大都

市圏よりは、福岡の方が暮らしやすいとの指摘が多くきかれた。

大都市圏に比べて家賃が安い点を挙げる人も多かった。未婚者の場合は、平均的な家賃は月3～5万くらいであり、大都市に居住する場合に比べると安いと考えている人が多い。また既婚者の場合は、民間の賃貸物件のほかに公営住宅に居住している人も多かったが、中古の一戸建住宅を購入した人もいた。民間の賃貸物件に居住している人では、家賃の高さに不満はあるものの、総じて住環境への満足度は高い。一戸建の住宅を購入した世帯では、毎月、家賃と同程度のローンを支払わねばならず、若干の不安を抱いているようだが、それでも福岡での住居に対して満足している人が多い。多くの人が、大都市圏の賃貸住宅に住むよりは家賃は安い上に居住スペースも広く、家族に良い居住環境を提供できると感じている。調査対象者の給与水準は17万円～23万円程度であり、大都市で働いている人に比べて月収は3～5万円くらい少ないが家賃もこれと同程度低いので、実質的にあまり変わらないと考えている人が多かった。より感覚的な表現をすると、大都市に住むのであれば「1カ月の給料の半分が家賃として消えることを覚悟しなければならない」という認識を持つ人も多くみられた。このような福岡の生活費の低さは、就職先を選択する際に大きな判断材料になったといえる。また、2019年に行った起業者への調査でも、生活環境への評価の高さを福岡で起業した理由として挙げた人が複数みられており、生活環境の良さは留学経験者らが福岡にて就業・定住を決める大きな要因として、より重要なものになりつつあるとみられる。

3. 業務内容と在留資格のミスマッチ

調査対象となった中国人元留学生の職種をみると、事務系、営業系、サービス系、日本語教師、プログラミング業務等がみられる。多くの調査対象者は、自身の仕事内容を留学生としての知識や大学で学んだ技術を活かせる職種ではないと感じている。聞き取りを行った24名中、中国と多少なりとも関連している業務を行ったことがある人は6名しか確認できなかった。調査対象者の多くは、実際には高い技能・学歴や語学力を活かせる業務よりは、日本人の求職者が少ないサービス業務に従事していると考えられる。

留学生と採用企業のマッチングを行っている福岡県商工部国際経済観光課の担当者や留学生の在留ビザ取得に詳しい行政書士のA氏へのインタ

ビューによると、留学生が企業等から就職の内定をもらうことができた場合でも、業務内容が就労ビザの要件に合致していないとビザの取得が困難になるという。すなわち留学生の場合は、日本学生が就職活動を行う場合とは異なり、就職先企業で行う業務内容と大学で勉強してきた内容との間に整合性があり、語学力等の人文知識を活かせる業務が勤務内容の概ね50%以上を占める場合でなければ、就労ビザを取得できないという課題があるのである。すなわち、就労ビザの取得基準と実際の勤務内容にはミスマッチが存在しているといえる。

特に「技術・人文知識・国際業務」の資格のうち「人文知識」や「国際業務」の分野で就労を希望する人では、実際には「日本人の人手不足解消」を目的として採用された人が多い。また「技術」に相当する在留資格を取得している人の場合も、比較的低い技能でも務められるプログラミング業務に従事している人も多い。

A氏がビザ取得のサポートをした人の事例では、例えば、国際業務を行っていない企業に採用された場合、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するために、当該企業が今後そのような業務を立ち上げることを前提にした事業計画書を作成している。ただし、このような場合は、就労ビザを1年毎に更新する必要があるため、1年後、計画通りに国際業務の立ち上げがなされていないと更新が難しくなる。他の例を挙げると、プログラマーとして企業に採用された留学生が「技術」の在留資格を取得しようとしたことがあったが、給与と支給見込額がプログラマーにしては低すぎたため、入国管理局から説明を求められた事例があった。企業側としては、実際には、プログラマー以外の仕事をさせることを考えて採用していたようで、給与は一般の事務職と同水準であった。この人の場合は、残業手当等を給与に含めることで給与と支給見込額を変更してもらい、給与を多くみせることで審査をクリアしたという。

近年では、コンビニエンスストア等のサービス業分野での採用も増加しているが、本来ならこれらの企業の海外業務等の「国際業務」に従事するのではなくれば就労ビザを取得することはできないという。特に地方都市では、学生時代にアルバイトをしていた企業に、そのまま正社員として採用されることがあるが、このようなケースでは就労ビザの取得要件を満たしていないことが多いという。企業規模との関係でみると、同じ業種であっても海外事業を行っている大企業であれば、実際には国内向けの業務に従事する場合であっ

ても就労ビザの取得が容易である一方、このような事業を行っていない中小企業の場合は取得が困難になる場合が多い。また就労ビザの取得基準自体も、申請した入管の所在地や個々の担当者の解釈によって異なっている。担当者の解釈は微妙に違うので、同じような条件であっても、認められる場合とそうでない場合があるのが実態である（A氏へのインタビュー調査による）。

特に、前述したように就職が内定した留学生が、就労ビザを認められる重要な基準の一つとなっているものとして、大学での専攻と実際の就労内容が合うか否かという点がある。しかしながら、実際には、留学生が大学で学んでいた知識が業務内容と一致しているかどうかの判断は非常に難しい。調査対象者では修士・博士号取得者も多いが、それでも必ずしも専攻と一致する仕事をしているわけではない。

全体的にみると、福岡県で就職した留学経験者の業務内容には、実際には日本人従業員が行うべき「日本語による業務」が多く含まれている。特に事務職・サービス業務等に従事している人の場合、高い日本語能力を持ち、滞日年数も長い点が特徴的である。彼（女）らは、面接を受けた際には日本語能力だけでなく日本の文化・習慣・事情・マナーへの理解について詳しく質問されたという。採用後も、会社で普段使われる言語は日本語なので、会社側は彼（女）らに高い日本語能力を求めることが多い。

一方、理系学部を卒業・修了してプログラマーとして勤務している人では、実際の業務では高い日本語能力はそれほど必要なく、むしろ海外の子会社や取引先と連絡を取るために英語や中国語能力が必要になることもあるという。ただし、彼（女）らの場合も、職場では日本人の上司や同僚とコミュニケーションを取り、社内の文化や社内の雰囲気になじむためには日本語能力が必要になるという。入社試験の際には、日本人と同様に日本語による筆記試験と面接が課され、会社や上司が彼（女）らに求める日本語能力や日本の文化・習慣への理解力への要求は高いと感じている。以上のように、彼（女）らの実際の勤務内容は、実際には「技術・人文知識・国際業務」等の就労ビザが想定する業務内容とは必ずしも一致していない場合も多い。

4. 近年における就労ビザ取得審査の変容

以上で述べた就業者の実際の業務内容に対して、就労ビザ取得の条件は、基本的には、近年でもあまり変わっていないようである。ただし、形式的な

基準とは別に、福岡の出入国管理局では、ビザの取得申請を行う留学経験者に対して、ある程度、柔軟な対応をしているという印象を持つ人は多い。実際に2023年10月に福岡出入国在留管理局審査管理部門担当者に行ったインタビュー調査によると、就労ビザの取得希望者への対応として、提出書類に不足するものがあったり、追加書類が必要な場合には、機械的に申請を却下するのではなく申請者に連絡を取り、個別に対応するようしているという。また、2010年度の調査の際には、管理局職員が申請者本人に面談を行い、申請された在留資格の妥当性を確認する例が報告されていたが、近年では、提出された書類だけでは判断できない場合に問い合わせをすることはあるものの、通常は面談まで行うことは少ないとのことだった。また担当者の私見ではあるが、申請者への対応については、「以前に比べても柔軟な判断をするようになってきているように思える」と述べている。

具体的な事例を紹介すると、2010年度の調査時には、取得の条件が比較的あいまいだとされていた「人文知識」と「国際業務」に対応する業務の範囲については、明らかに専門的知識を必要としない単純作業的な業務であれば「技術・人文知識・国際業務」での就労ビザ取得は難しいものの、管理・運營業務の割合が高い業務を行う場合や、小売業の企業で外国人観光客を対象とする企業（免税店等）でも、許可が得られる事例が多くなっている。具体的には、就業する企業を規模や事業内容に応じて4つのカテゴリーに分類しており、企業側から理由書・申請書を提出してもらい、その内容を審査してビザ取得の可否を判断している。上場企業や大企業等の場合などでは、提出する書類が簡略化されている（出入国在留管理庁ウェブサイト2023）。

また、四年制大学の卒業者については、教養教育の授業で幅広い知識・素養を身に付けていると解釈することができるので、自身が専攻した分野と業務内容とに関係があるか否かについては、かなり広めに判断するようになっていくという（逆に言えば、専門学校や短期大学の卒業者については、自身の専攻分野と業務内容との間に齟齬がある場合は就労ビザの取得は難しいと判断されがちである）。加えて、出入国在留管理庁ウェブサイトでは、過去に在留資格の取得が認められた事例等を公開することで、似たような条件で申請する人が、在留資格を得られる可能性があるか否かを判断しやすくしている（出入国在留管理庁ウェブサイト2023）。以上のように、2010年の調査時に比べると、形式的な審査基準は変わっていないものの、近年では実際の就労資格に関する審査はかなり柔軟になっているとみられる。

また、入管所在地による違いとして A 氏の経験によると、福岡の入管では申請数自体が少ないので、書類の内容を丁寧に確認してもらえ、不足書類が1点くらいあっても柔軟に対応してくれるという。これに対して、首都圏や、大阪等の入管では、申請数が大変多いので、審査も形式的なものになりがちである。前例があり、必要書類が揃っているものについては早く処理してもらえるが、そうでないものについては通りにくいと感じるという。

2010 年度以降に筆者の知人が経験した事例を挙げると、特に大企業にて就職が内定した留学生であれば、就労ビザの取得は非常に容易になっている。国際業務の比率が明らかに高いことが分かる外資系企業であれば、かなり短い審査期間で就労ビザの取得が認められた例があるほか、海外業務の比率がそれほど高いとは認識されていない企業であっても、ある程度の規模がある企業であれば、採用担当者が作成した業務内容の説明書を提出することで就労ビザの取得が認められている。その他にも、申請者の経歴を審査する過程で、より在留期間や就業内容の制限が少ない在留資格のビザを申請することを提案してもらえたという事例を複数回、聞くことがあった。

5. 就職者の就業継続意志

本節では、日本でどの程度の期間働くつもりがあるのか、あるいはどの程度の期間、日本に居住する予定なのかを紹介していく。前述したように、彼（女）らにとって、日本での仕事の内容は、日本人労働者の代替労働的な側面が強いため、高いレベルの技術や経営管理方法を学び、スキルアップしていけるものではなく、勤務内容に対する評価は高くない傾向が見られた。また対象者では、日本の大企業で働きたいという意識を持つ人もいたものの、全体的にみると希望する職種でなくても、あるいは大企業でなくてもよいので福岡で就職したいという人が多かった点が特徴的である。彼（女）らの就業に関する意識としては、日本で働くことができる会社であればよいという側面が強いといえよう。

その一方で調査対象者らでは、就職活動を始めた時点では、語学力や専門分野の勉強等を活かせる仕事を探していたという人も多かった。しかしながら、実際に採用された職種や職種、企業名は当初の希望とは違うケースも多くみられた。このように希望していた勤務内容と現実のギャップが存在しているため、彼（女）らの中には、福岡での就業期間は、数年程度の一時的な

ものになるだろうと考える人もいる。

その一方で、比較的満足できる職種に就いている人の場合は継続意志が強い点も指摘できる。また、2012年以降に行った中国人留学経験者や起業家らへのインタビュー調査をみると、日本への定住を考えている人も多くなっており、特に福岡に定住したいと考える人では、生活環境の豊かさ等を評価している人の事例もみられる。就業している職種や会社の規模、それらに起因する満足度の違いにより、就職後の継続意志には差異が生じていることは推測できる。とはいえ前述したように、日本での就職活動や永住資格の取得が比較的容易になっていることで、満足できる職種に就職して長期間滞在している人が多くなっているとみられる。

6. おわりに

以上、本章では非三大都市圏の中で留学生の受入が多い福岡県を事例にして、留学経験者の就業と定着の状況を検討してきた。在留外国人統計により、福岡県にて就学していた留学生の卒業後の進路をみると、近年でも帰国するか、雇用機会が多い三大都市圏にて就職する傾向が強い点は変わらないものの、受け入れた留学生のうち、福岡県で就職・定住する人も一定数はみられるようになっているといえる。2010年度に行った中国人留学経験者へのインタビュー調査では、留学経験者らが福岡県で就職した理由として、家族が福岡県にて就業・居住していることや、他の何らかの事情で三大都市圏にて就職することができなかったことが、きっかけとなったという人も多かった。一方、その後の2019年に行った中国人起業家6人に対する調査や筆者の知人の例を見る限り、地域での生活満足度の高さを福岡県での就職や起業の理由として挙げる人もみられるようになっている。

最後に、近年、先進国において議論されている労働力不足を外国人労働力の導入で補おうとする「補充移民」の受け入れという方策について、その運用方法に関して若干の見解を述べたい。本稿で扱った福岡県で就業する中国人留学経験者の場合、専門的・技能的能力を活かした業務を行うことを前提に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得しているにもかかわらず、全ての人が語学力や専門的知識・技術を活かす仕事に就いているわけではない。こうした在留資格と実際の業務内容の「ずれ」については、むしろ実態に合わせて在留資格認定のあり方を再検討する必要があるように思われる。

本調査では、福岡県では留学経験者が日本人の業務を代替する仕事に従事しており、労働力不足を留学生や卒業した留学経験者で補うという現象が起こっている。逆にいえば福岡県では、日本人と同じ仕事を任せられる語学能力の高い留学生が多く育成・供給されているという見方も可能であろう。このことから、労働力不足を外国人で補うことを真剣に考えるのであれば、日本語能力や日本社会・文化に対する理解力も外国人留学生の「専門的・技能的能力」として評価し、ビザ発給要件に加えることも検討しても良いのではないかと考える。実際には近年、「技術・人文知識・国際業務」のビザ取得者数が増加傾向にあることや、出入国管理局担当者へのインタビュー内容によると、特に四年制大学卒業者以上の学歴を持つ留学経験者では、このような能力もビザ取得の際の審査の際に考慮されるようになっていることが示唆される。しかしながら特に、福岡県においては、多くの留学生を受け入れているにもかかわらず、現在でも依然として、このような留学生の卒業後の雇用機会が少ないというミスマッチが存在している。このような課題を緩和するために、留学生が有する「専門的・技能的能力」を再定義していくことも検討してはどうかと考えた。

参考文献

- 王銘・阿部康久（2019）：福岡県における在日中国人による起業の増加とその背景 ―外国人統計の分析と起業家へのインタビュー調査に基づいて―、福岡地理学会 2019 年度夏季例会（口頭発表）。
- 石川義孝編（2011）：『地図で見る日本の外国人』ナカニシヤ出版。
- 孫艶・阿部康久（2013）：地方都市における中国人元留学生の就業状況と継続意志―福岡県を事例にして―、『華僑華人研究』10, 5-21.
- 永井隆雄・徐亜文(2009):中国人留学生の就職とキャリア支援の必要性,『キャリアデザイン研究』5, 159-167.
- 柳下真知子（2001）：『補充移民』の発想の展開と含意,『人口学研究』29, 53-56.
- United Nations (2001) *Replacement Migration : Is it a solution to declining and ageing populations?*, New York: United Nations Publication.
- 出入国在留管理庁ウェブサイト（2023）：https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_system_index.html